

森林認証・認証材普及促進事業実施要領

制 定 平成 28 年 5 月 12 日付け、林第 132 号
平成 31 年 4 月 1 日付け、林第 132 号
令和 4 年 3 月 30 日付け、林第 781 号
令和 6 年 3 月 29 日付け、林第 748 号

第 1 趣旨

森林認証制度の普及を図るとともに、認証の取得に対して支援することにより、森林認証材等の供給体制を構築し、県内外の C L T 建築物等への活用を通じて、認証製品の販路拡大と県産材の需要拡大を図る。

なお、本事業の実施にあたっては、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号。以下「規則」という。）及び岡山県林業振興事業補助金交付要綱（昭和 41 年 1 月 26 日付け、林第 522 号。以下、「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第 2 定義及び森林認証制度

1 定義

この要領において、次のとおり定義する。

- (1) 「森林認証制度」とは、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林又は経営組織などを第三者機関が認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品を分別し、表示管理することにより、消費者の選択的な購買を通じて、持続可能な森林経営を支援する取組をいう。
- (2) 「FM（森林管理）認証」（以下「FM認証」という。）とは、適切な森林管理が行われていること等を第三者機関が審査し認証する制度をいう。
- (3) 「C o C（加工流通過程の管理）認証」（以下「C o C 認証」という。）とは、FM認証された森林から生産された森林認証材が非認証材と混合しないよう、各工場等における木材及び木材製品の分別管理体制を第三者機関が審査し認証する制度をいう。

2 森林認証制度

本事業の対象とする森林認証制度は、F S C（森林管理協議会）、P E F C（P E F C 森林認証プログラム）及び S G E C（一般社団法人緑の循環認証会議）とする。

第 3 FM認証取得促進事業

1 事業実施主体

岡山県内に所在する森林の所有者及び管理者で、FM認証を取得する者及びFM認証を継続する者とする。

また、複数の所有者及び管理者で、グループでの認証を取得（以下「グループ認証」という。）する者も事業実施主体になり得る。

ただし、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者以外の会社は事業実施主体から除外する。

2 補助対象経費及び補助率

- (1) FM認証を取得する者及びFM認証を継続する者が、認証機関に支払う審査費用とする。ただし、グループ認証の場合は、それぞれの者が負担する費用のみとする。
- (2) 補助対象経費及び算定方法については、別表1に定めるとおりとする。
- (3) 補助率については、別表2に定めるとおりとする。

第4 C o C 認証取得促進事業

1 事業実施主体

岡山県内に所在する木材生産事業者、流通事業者及び製材・加工事業者で、県内の認証森林から生産された原木を加工・流通させるため、C o C 認証を取得する者及びC o C 認証を継続する者とする。

また、複数の事業者で、グループ認証する者も事業実施主体になり得る。

ただし、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社は事業実施主体から除外する。

2 補助対象経費及び補助率

- (1) C o C 認証を取得する者及びC o C 認証を継続する者が、認証機関に支払う審査費用とする。ただし、グループ認証の場合は、それぞれの事業者が負担する費用のみとする。
- (2) 補助対象経費及び算定方法については、別表1のとおりとする。
- (3) 補助率については、別表2に定めるとおりとする。

第5 事業計画書の作成等

- 1 事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1号）を作成し、様式第2号により別に示す日までに、県民局長を経由して知事に提出し、承認を受けるものとする。
- 2 県民局長は、事業実施主体から提出のあった事業計画書の内容が適当と認める場合は、様式第3号により意見を付して知事に送付するものとする。
- 3 知事は、事業計画書の内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認し、様式第4号により事業実施主体に通知するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により承認した事業計画書に基づき、予算の範囲内で、県民局長に補助金を配分するものとする。
- 5 県民局長は、前項の規定による配分に基づき、事業実施主体に補助金の額を内示するものとする。
- 6 事業実施主体は、事業計画について別表2に定める重要な変更をしようとするときは、様式第5号により知事の承認を受けるものとする。なお、この場合は、第5の1から3の規定を準用するものとする。

第6 補助金の交付事務

- 1 事業実施主体は、第5の5の規定による内示があったときは、要綱第3条の規定による補助金交付申請書を速やかに県民局長に提出するものとする。
- 2 県民局長は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、様式第6号により事業実施主体に通知するものとする。

- 3 事業実施主体は、補助金の交付決定を受けた後に補助対象事業に着手するものとし、補助金の交付決定を受ける前に補助対象事業に着手してはならない。
- 4 事業実施主体は、事業が完了したときは、要綱第9条の規定による実績報告書を県民局長に提出するものとする。
- 5 県民局長は、実績報告書の提出があったときはその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認められたときは補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 6 県民局長は、補助金の額を確定したときは、実績報告書の写しを付して様式第7号により知事に報告するものとする。

第7 事業の推進及び指導

- 1 県民局長は、事業実施主体に対し、事業の円滑な実施を図るために必要な助言、指導、調整等を行うものとする。
- 2 事業実施主体は、事業に着手したときは、様式第8号により県民局長に報告するものとする。
- 3 県民局長は、事業実施主体に対し、必要に応じて要綱第7条に規定する事業実施状況の報告を求めるものとする。
- 4 当該補助事業を受けてFM認証又はC o C認証を取得した事業実施主体は、原則として3か年間以上認証を継続するものとする。

第8 適正な管理等

事業実施主体は、事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業の目的が達成されるよう、適正な管理に努めるものとする。

第9 財産処分の制限等

要綱第11条第2号に規定する耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。

第10 帳簿及び証拠書類の保管

事業実施主体は、当該事業に係る収入及び支出について帳簿及び証拠書類又は証拠物を事業完了後5年間整理保管しなければならない。なお、補助金については補助事業者の有する他の経理と区分しなければならない。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年5月12日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度事業から適用する。

別表 1 (第 3 及び第 4 関係)

森林認証・認証材普及促進事業補助対象経費及び算定方法

事業名	補助対象経費	算定方法
F M 認証取得促進事業	1 審査経費 2 審査報告書作成経費 3 審査準備経費 4 登録申請経費 5 認証管理経費 (公示経費) 6 審査員の交通費・宿泊費 7 その他知事が必要と認めた経費	認証機関からの見積書等に基づき算定する。
C o C 認証取得促進事業	1 審査経費 2 審査報告書作成経費 3 審査準備経費 4 登録申請経費 5 認証管理経費 (公示経費) 6 審査員の交通費・宿泊費 7 その他知事が必要と認めた経費	認証機関からの見積書等に基づき算定する。

別表 2 (第 3、第 4 及び第 6 関係)

森林認証・認証材普及促進事業補助率

事業名	補助率	重要な変更
		経費の配分の変更
FM認証取得 促進事業	<p>補助対象経費の2分の1以内。 ただし、75万円を限度とする。また、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>なお、グループ認証の場合にあつては、補助対象経費に係るグループ構成員毎の負担額に応じて、上記の方法により補助金の額を算定し、合計して得られた額とする。</p>	事業費の30%を越える増減
COC認証取得 促進事業	<p>補助対象経費の3分の1以内。 ただし、10万円を限度とする。また、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>なお、グループ認証の場合にあつては、補助対象経費に係るグループ構成員毎の負担額に応じて、上記の方法により補助金の額を算定し、合計して得られた額とする。</p>	事業費の30%を越える増減

様式第1号（第6関係）

森林認証・認証材普及促進事業実施（変更）計画書

1 事業実施主体

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

(注) グループ認証の場合にあっては、全てのグループ構成員について上記内容が確認できる資料を添付すること。

2 事業計画

事業区分	F M認証取得促進事業・C o C認証取得促進事業
認証取得箇所	
認証取得期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
審査機関（予定）	※認証の取得（維持）申請書の写しを添付すること。

(注) 「認証取得箇所」は、F M認証取得促進事業の場合は、所有又は管理する森林の所在地を、C o C認証取得促進事業の場合は、取得を予定している事業所の所在地を記載する。

3 事業費積算

項目	事業費見積額	積算根拠
合計		

(注) 認証機関（予定）からの経費の内訳が明記されている見積書等を基に記載する。（見積書等の写しを添付すること。）

グループ認証の場合にあっては、グループ構成員毎の負担予定額が確認できる資料を添付すること。

様式第2号（第6関係）

（ 県民局経由）
第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 住所
氏名 （事業実施主体名及び代表者氏名） 印

森林認証・認証材普及促進事業実施計画承認申請書
（FM認証取得促進事業・COC認証取得促進事業）

このことについて、森林認証・認証材普及促進事業（FM認証取得促進事業・COC認証取得促進事業）を実施したいので、次のとおり申請します。

記

- 1 森林認証・認証材普及促進事業実施計画書
- 2 参考資料

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

県民局長

森林認証・認証材普及促進事業実施計画承認申請について
（FM認証取得促進事業・COC認証取得促進事業）

このことについて、次のとおり（事業実施主体）から、森林認証・認証材普及促進事業実施（変更）計画承認申請書の提出があったので、意見を付して送付します。

記

- 1 事業実施主体
- 2 森林認証・認証材普及促進事業実施計画書
- 3 事業計画に対する意見

様式第4号（第6関係）

（ 県民局経由）
第 号
年 月 日

事業実施主体 殿

岡山県知事

森林認証・認証材普及促進事業実施計画承認通知書
（FM認証取得促進事業・COC認証取得促進事業）

年 月 日付け、第 号で申請のあった、森林認証・認証材
普及促進事業実施（変更）計画（FM認証取得促進事業・COC認証取得促進事業）を
承認したので、通知します。

様式第5号（第6関係）

（ 県民局経由）
第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 住所
氏名 （事業実施主体名及び代表者氏名） 印

森林認証・認証材普及促進事業実施計画変更承認申請書
（FM認証取得促進事業・COC認証取得促進事業）

年 月 日付け、第 号により承認通知のあった、森林認証・認証材普及促進事業事業計画（FM認証取得促進事業・COC認証取得促進事業）について、内容を変更したいので、次のとおり申請します。

記

- 1 変更理由書
- 2 森林認証・認証材普及促進事業変更計画書
- 3 参考資料

補助金交付決定通知書

年 月 日付け、 第 号で交付申請のあった 年
度森林認証・認証材普及促進事業（FM認証取得促進事業・COC認証取得促進事業）
費補助金については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第5
条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定
により通知します。

年 月 日

岡山県 県民局長

記

- この補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付け、 第 号で申請（以下「申請書」という。）のあった 年度森林認証・認証材普及促進事業（FM認証取得促進事業・COC認証取得促進事業）費補助金とし、その内容は申請書に記載されたとおりとする。
- 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額は別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の額	円
- 補助金の確定額は、補助事業に要した経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と今回交付決定に係る補助金の額（変更した場合は変更後の額）とのいずれか低い額とする。
- 補助事業者は、岡山県補助金等交付規則、岡山県林業振興事業補助金交付要綱（昭和41年12月26日付け林第522号）及び森林認証・認証材普及促進事業実施要領（平成28年5月12日付け林第132号）に従わなければならない。
- 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業年度の翌年から5年間保管しなければならない。
- 知事は、補助事業者が以上の条件に違反した場合は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

県民局長

年森林認証・認証材普及促進事業実績報告書の提出について
（FM認証取得促進事業・COC認証取得促進事業）

年度森林認証・認証材普及促進事業（FM認証取得促進事業・COC認証取得促進事業）について、実績報告書の提出があり、補助金の額を確定したので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実施主体
- 2 事業実施期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 補助金の額の確定額 円
- 4 事業実績報告書 別添写しのとおり
- 5 事業実績内容 別紙のとおり

第 号
年 月 日

県民局長 殿

申請者 住所
氏名 （事業実施主体名及び代表者氏名） 印

森林認証・認証材普及促進事業着手届
（FM認証取得促進事業・COC認証取得促進事業）

森林認証・認証材普及促進事業（FM認証取得促進事業・COC認証取得促進事業）
に次のとおり着手したので届け出ます。

記

1 補助金交付決定通知の年月日及び番号

年 月 日付け、岡山県指令 第 号

2 着手年月日

年 月 日

別紙

森林認証・認証材普及促進事業実績内容

1 事業実施主体

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

(注) グループ認証の場合にあっては、全てのグループ構成員について上記内容が確認できる資料を添付すること。

2 事業実績

事業区分	F M認証取得促進事業・C o C認証取得促進事業
認証取得箇所	
認証取得期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
審査機関	
認証番号	※認証の取得を示す認証書等の写しを添付すること。

(注) 「認証取得箇所」は、F M認証取得促進事業の場合は、取得した森林の所在地を、C o C認証取得促進事業の場合は、取得した事業所の所在地を記載する。

3 事業費精算

項目	事業費精算額	精算根拠
合計		

(注) 認証機関からの認証に要した費用に係る経費の内訳が明記されている請求書等を基に記載する。(請求書等の写し及び支払いが完了したことが確認できる領収書等の書類を添付すること。)

グループ認証の場合にあっては、グループ構成員毎の負担額が確認できる資料を添付すること。